

益田市社会福祉法人設立認可等審査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号の規定に基づき市が所轄庁として行う社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立認可等に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立認可)

第2条 法人の設立をしようとする者は、社会福祉法第31条第1項の規定により、定款に係る市長の認可（以下「設立認可」という。）を得なければならない。

2 前項に規定する設立認可の申請は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第1号）、社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条第1項に規定する定款、同条第2項に規定する添付書類及びその他市長が必要と認める書類を提出して行うものとする。

3 市長は、前項の規定による設立認可の申請を受理したときは、当該申請者に関して、社会福祉法（以下「法」という。）その他の関係法令及び社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙第1及び社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号、厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、同省社会・援護局企画課長、同省老人保健福祉局計画課長、同省児童家庭局企画課長連名通知）別紙に規定する認可等に関する基準に係る適格性を審査し、当該認可を決定するものとする。

(定款変更認可)

第3条 定款を変更しようとする法人（以下「定款変更法人」という。）は、法第43条第1項の規定により、定款の変更に係る市長の認可（以下「定款変更認可」という。）を得なければならない。

2 前項に規定する定款変更認可の申請は、社会福祉法人定款変更認可申請書（様式第2号）、施行規則第3条第1項から第3項までに規定する添付書類及びその他市長が必要と認める書類を提出して行うものとする。

3 市長は、前項の規定による定款変更認可の申請を受理したときは、前条第3項の規定に準ずる審査を行い、当該認可を決定するものとする。

4 定款変更法人は、前3項の規定に関わらず、法第43条第3項の規定による定款の変更については、社会福祉法人定款変更届（様式第3号）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

5 定款変更法人は、第1項及び前項に規定する定款変更のうち、基本財産を処分しようとするときは、基本財産処分承認申請書（様式第4号）を、基本財産を担保に供しようとするときは、基本財産担保提供承認申請書（様式第5号）をあらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

(解散認可又は認定)

第4条 法第46条第1項第1号又は第3号の規定により解散しようとする法人は、同条第2項の規定により、解散に係る市長の認可又は認定（以下「解散認可又は認定」という。）を得なければならない。

2 前項に規定する解散認可又は認定の申請は、社会福祉法人解散認可・認定申請書（様式第6号）、施行規則第5条第1項に規定する添付書類及びその他市長が必要と認める書類を提出して行うものとする。

3 市長は、前項の規定による解散認可又は認定の申請を受理したときは、第2条第3項の規定に準ずる審査を行い、当該認可又は認定を決定するものとする。

4 前3項の規定に関わらず、法第46条第1項第2号又は第5号の規定により解散する法人の清算人は、社会福祉法人解散届（様式第7号）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（合併認可）

第5条 法第49条第1項の規定により合併しようとする法人は、同条第2項の規定により、合併に係る市長の認可（以下「合併認可」という。）を得なければならない。

2 前項に規定する合併認可の申請は、社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）（様式第8号）又は社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）（様式第9号）に、施行規則第6条第1項に規定する添付書類及びその他市長が必要と認める書類を添付し提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による合併認可の申請を受理したときは、第2条第3項の規定に準ずる審査を行い、当該認可を決定するものとする。

（事前協議）

第6条 市長は、第2条に規定する設立認可の申請を行おうとする者（以下「設立認可申請者」という。）に対し、定款の効率的な作成及び当該申請に係る円滑な審査のため、設立準備会を設置するよう求めるとともに、当該準備会に対し、関係部局との事前協議を行うよう求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により設置された設立協議会から事前協議の申出を受けたときは、当該設立準備会に対し、第2条第3項の規定による審査要件に係る指導を行うものとする。

（審査）

第7条 市長は、第2条から第5条までに規定する設立認可等の申請に係る審査を行う機関として、益田市社会福祉法人設立認可等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。ただし、第3条第1項に規定する定款変更申請のうち、変更内容が軽微なものについては、審査委員会での審査を省略することができるものとする。

2 市長は、前項に規定する審査委員会による審査の結果を受け、適当と認めるときは、当該申請に係る認可等を行い、社会福祉法人設立認可等通知書（様式第10号）により、設立認可等の申請者に通知するものとする。

（認可の告示等）

第8条 市長は、前条第2項の規定による設立認可等を行ったときは、次に掲げる事項及び個別に必要と認められる事項について告示するとともに、広報及び

ホームページ上で公表するものとする。ただし、第3条に規定する定款変更認可に係るものについては、この限りでない。

告示における共通事項	認可等事項、認可等の年月日、法人の名称、事務所の所在地、経営する事業名、事業を行う施設の名称及び所在(予定)地
設立認可の場合の追加事項	理事長の氏名、定員、施設の規模及び構造、財産目録及び事業開始(予定)年月日
解散認可又は認定の場合の追加事項	解散事由、解散(予定)年月日
合併認可の場合の追加事項	合併前の法人の名称、合併(予定)年月日
広報及びホームページ上での公表事項	認可等事項、認可等の年月日、法人の名称、事務所の所在地、経営する事業名、事業を行う施設の名称及び所在(予定)地、事業開始・解散・合併等(予定)年月日

(標準処理期間)

第9条 第2条から第5条までに規定する設立認可等の申請に係る標準処理期間は、申請受理の日から起算して1月とする。

2 第6条に規定する事前協議に要する期間は、24月を標準とし、設立認可申請者は、事業開始等の日から事前協議期間及び前項の標準処理期間を考慮して手続きを行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。